

港 湾 施 設 使 用 料 【国際拠点港湾及び重要港湾(広島港、福山港、尾道糸崎港)】

令和7年(2025年)6月現在

港湾施設	港湾施設の種類	種別	単位	金額	
				外航船舶	その他の船舶
係留施設	岸壁及び物揚場	係船料	係留1回総トン数1トンにつき 2時間まで 水深10メートル未満 水深10メートル以上 2時間を超え4時間まで 水深10メートル未満 水深10メートル以上 4時間を超え6時間まで 水深10メートル未満 水深10メートル以上 6時間を超え12時間まで 水深10メートル未満 水深10メートル以上 12時間を超え24時間まで 水深10メートル未満 水深10メートル以上 24時間を超える場合 超える時間24時間までごとに 水深10メートル未満 水深10メートル以上 ※1 総トン数に1トン未満の端数のトン数があるときは、その端数は、1トンとして計算し、総トン数の表示のない船舶のうち、積トン数の表示のあるものは当該積トン数に0.6を乗じて得た数値を、積トン数の表示のないものは、当該船舶の容積に1立方メートル当たり0.353を乗じて得た数値を当該船舶の総トン数とみなす。 ※2 フェリーボートが車両の積み降ろしのできない栈橋に係留する場合は、一般船の係船料を適用する。	2円55銭 3円41銭 2円98銭 3円98銭 3円41銭 4円55銭 4円55銭 6円6銭 6円7銭 8円9銭 8円9銭 10円24銭	2円79銭 3円73銭 3円25銭 4円35銭 3円73銭 4円99銭 4円99銭 6円67銭 6円66銭 8円90銭 8円90銭 11円23銭
	係船浮票	係船料	係留1回につき 12時間まで 総トン数1,000トン未満の船舶 総トン数1,000トン以上3,000トン未満の船舶 総トン数3,000トン以上5,000トン未満の船舶 総トン数5,000トン以上10,000トン未満の船舶 総トン数10,000トン以上15,000トン未満の船舶 総トン数15,000トン以上の船舶 12時間を超える場合 24時間までごとに 総トン数1,000トン未満の船舶 総トン数1,000トン以上3,000トン未満の船舶 総トン数3,000トン以上5,000トン未満の船舶 総トン数5,000トン以上10,000トン未満の船舶 総トン数10,000トン以上15,000トン未満の船舶 総トン数15,000トン以上の船舶 ※1 総トン数に1トン未満の端数のトン数があるときは、その端数は、1トンとして計算し、総トン数の表示のない船舶のうち、積トン数の表示のあるものは当該積トン数に0.6を乗じて得た数値を、積トン数の表示のないものは、当該船舶の容積に1立方メートル当たり0.353を乗じて得た数値を当該船舶の総トン数とみなす。 ※2 フェリーボートが車両の積み降ろしのできない栈橋に係留する場合は、一般船の係船料を適用する。	2,760円 5,520円 8,380円 12,500円 20,980円 25,000円 3,690円 7,370円 11,180円 16,670円 27,980円 33,340円	3,020円 6,060円 9,200円 13,720円 23,050円 27,500円 4,040円 8,090円 12,280円 18,310円 30,750円 36,650円

港湾施設	港湾施設の種類	種別	単位	金額	
				外航船舶	その他の船舶
係留施設	栈橋(フェリーボートの接岸施設を含む。)及び浮栈橋	係船料	係留1回総トン数1トンにつき		
			12時間まで		
			一般船	2円31銭	2円53銭
			フェリーボート		
			短距離航路	3円12銭	3円42銭
			中・長距離航路	4円19銭	4円59銭
			高速艇	4円55銭	4円99銭
			水中翼船	6円6銭	6円67銭
			12時間を超える場合 24時間までごとに		
			一般船	3円9銭	3円39銭
			フェリーボート		
			短距離航路	4円16銭	4円56銭
			中・長距離航路	5円59銭	6円13銭
			高速艇	6円7銭	6円66銭
			水中翼船	8円9銭	8円90銭
			※1 総トン数に1トン未満の端数のトン数があるときは、その端数は、1トンとして計算し、総トン数の表示のない船舶のうち、積トン数の表示のあるものは当該積トン数に0.6を乗じて得た数値を、積トン数の表示のないものは、当該船舶の容積に1立方メートル当たり0.353を乗じて得た数値を当該船舶の総トン数とみなす。		
			※2 フェリーボートが車両の積み降ろしのできない栈橋に係留する場合は、一般船の係船料を適用する。		
			※3 短距離航路とは、航路の距離が100キロメートル未満のものをいい、中・長距離航路とは、航路の距離が100キロメートル以上のものをいう。		

港湾施設	港湾施設の種類	種別	単位	金額
係留施設	栈橋(フェリーボートの接岸施設を含む。)及び浮栈橋	入場料	入場する者1人(6歳以上)	
			1回につき	70円
			常時入場する者1人(6歳以上)	
			1月につき	1,380円
			車両	
			1台1回につき	
			自動二輪車、原動機付自転車、自転車、荷車その他これらに類するもの	100円
			その他のもの	
			車体の長さ3メートル未満	140円
			車体の長さ3メートル以上5メートル未満	170円
			車体の長さ5メートル以上	260円
			1台1月につき	
			自動二輪車、原動機付自転車、自転車、荷車その他これらに類するもの	2,040円
			その他のもの	
			車体の長さ3メートル未満	2,650円
			車体の長さ3メートル以上5メートル未満	3,770円
			車体の長さ5メートル以上	5,460円

港湾施設	港湾施設の種類	種別	単位	金額	
				外航船舶	その他の船舶
係留施設	可動橋	使用料	広島国際フェリーポート可動橋		
			使用1回につき	13,570円	
			その他の可動橋		
			使用1回1基につき総トン数1トンまでごとに	4円16銭	4円56銭
			※ 総トン数に1トン未満の端数のトン数があるときは、その端数は、1トンとして計算し、総トン数の表示のない船舶のうち、積トン数の表示のあるものは当該積トン数に0.6を乗じて得た数値を、積トン数の表示のないものは、当該船舶の容積に1立方メートル当たり0.353を乗じて得た数値を当該船舶の総トン数とみなす。		

港湾施設	港湾施設の種類	種別	単位	金額
臨港交通施設	臨港道路	通行料	ETCシステムを使用しないで徴収する場合 1台1回につき 普通車 100円 大型車 150円 特大車 200円 ETCシステムを使用して徴収する場合 1台1回につき 普通車 50円 大型車 80円 特大車 100円 ※1 臨港道路は、臨港道路海田大橋に限る。 ※2 通行車種の区分は次のとおり 普通車(イ 軽自動車、ロ 小型二輪自動車、ハ 小型特殊自動車、ニ 小型自動車、ホ 普通乗用自動車、ヘ 普通貨物自動車(車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの)、ト 乗合型自動車(乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの)、チ けん引自動車が普通車(普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。)である連結車両)、 大型車(リ 普通貨物自動車(車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4車軸のもの)、ヌ 乗合型自動車(路線を定めて定期に運行するもの等)、ル けん引自動車が普通車又は大型車(2車軸のもの)である連結車両)、 特大車(ヲ 普通貨物自動車(4車軸以上のもの)、ワ 大型特殊自動車、カ 乗合型自動車(その他)、コ 連結車両(その他))	
	駐車場	駐車料	広島港棧橋駐車場及び広島港御幸松駐車場 一般使用 1台1回につき 車体の長さ5メートル未満 1時間まで 無料 1時間を超える場合 超える時間30分までごとに 100円 ※ 使用時間24時間までごとの上限額 1,000円 時間利用券 車体の長さ5メートル未満 100円券 11枚つづり 1,030円 60枚つづり 5,500円 100枚つづり 8,900円 300枚つづり 23,560円 180円券 11枚つづり 1,880円 60枚つづり 9,900円 100枚つづり 16,020円 300枚つづり 42,420円 専用使用 1台1月につき 車体の長さ5メートル未満 12,570円	
			広島国際フェリーポート駐車場 一般使用 1台1回につき 車体の長さ5メートル未満 1時間まで 180円 1時間を超える場合 超える時間30分までごとに 100円 ※ 使用時間24時間までごとの上限額 1,000円 時間利用券 車体の長さ5メートル未満 100円券 11枚つづり 1,030円 60枚つづり 5,500円 100枚つづり 8,900円 300枚つづり 23,560円 180円券 11枚つづり 1,880円 60枚つづり 9,900円 100枚つづり 16,020円 300枚つづり 42,420円	

港湾施設	港湾施設の種類	種別	単位	金額
臨港交通施設	駐車場	駐車料	広島みなと公園駐車場	
			一般使用	
			1台1回につき	
			車体の長さ5メートル未満	
			1時間まで	無料
			1時間を超える場合 超える時間30分までごとに	100円
			※ 使用時間24時間までごとの上限額	1,000円
			時間利用券	
			車体の長さ5メートル未満	
			100円券	
			11枚つづり	1,030円
			60枚つづり	5,500円
			100枚つづり	8,900円
			300枚つづり	23,560円
			180円券	
			11枚つづり	1,880円
			60枚つづり	9,900円
			100枚つづり	16,020円
			300枚つづり	42,420円
			専用使用	
			1台1月につき	
			車体の長さ5メートル未満	12,570円
			宇品波止場公園駐車場	
			一般使用	
			1台1回につき	
			車体の長さ5メートル未満	
			1時間まで	無料
			1時間を超える場合 超える時間30分までごとに	100円
			※ 使用時間24時間までごとの上限額	1,000円
			時間利用券	
			車体の長さ5メートル未満	
			100円券	
			11枚つづり	1,030円
			60枚つづり	5,500円
			100枚つづり	8,900円
			300枚つづり	23,560円
			180円券	
			11枚つづり	1,880円
			60枚つづり	9,900円
			100枚つづり	16,020円
			300枚つづり	42,420円
			三原内港東駐車場	
			一般使用	
			1台1回につき	
			午前7時から午後10時まで	
			車体の長さ5メートル未満	
			1時間まで	180円
			1時間を超える場合 超える時間30分までごとに	90円
			午後10時から午前8時まで	
			車体の長さ5メートル未満	970円
			専用使用	
			1台1月につき	
			車体の長さ5メートル未満	11,000円

港湾施設	港湾施設の種類	種別	単位	金額
臨港交通施設	駐車場	駐車料	尾道駅前港湾駐車場	
			一般使用	
			1台1回につき	
			車体の長さ5メートル未満	
			1時間まで	200円
			1時間を超える場合 超える時間30分までごとに	100円
			午前6時から午後11時まで	
			車体の長さ5メートル以上9メートル未満	
			1時間まで	300円
			1時間を超える場合 超える時間30分までごとに	150円
			車体の長さ9メートル以上	
			1時間まで	410円
			1時間を超える場合 超える時間30分までごとに	200円
			午後11時から午前6時まで	
			車体の長さ5メートル以上9メートル未満	1, 560円
			車体の長さ9メートル以上	2, 300円
			※ 車体の長さ5メートル未満の場合、 使用時間24時間までごとの上限額	2, 000円
			時間利用券	
			車体の長さ5メートル未満	
			100円券	
			11枚つづり	1, 030円
			60枚つづり	5, 500円
			100枚つづり	8, 900円
			300枚つづり	23, 560円
			200円券	
			11枚つづり	2, 080円
60枚つづり	11, 000円			
100枚つづり	17, 800円			
300枚つづり	47, 130円			
専用使用				
1台1月につき				
車体の長さ5メートル未満	13, 610円			
車体の長さ5メートル以上9メートル未満	15, 180円			
車体の長さ9メートル以上	22, 000円			
荷さばき施設	荷役機械	使用料	30分までごとに	
			ガントリークレーン(広島港)	34, 650円
			ガントリークレーン(福山港)	29, 700円
			ジブクレーン(広島港)	6, 990円
			ジブクレーン(福山港)	20, 290円
	荷さばき地	使用料	1平方メートル1日までごとに	
			広島港 (1級地)広島港の区域内に存するもの	8円36銭
			福山港 (2級地)福山港の区域内に存するもの	7円44銭
			※荷さばき地 荷さばき地の使用に伴い、その一部を現場事務所、車両置場、洗車場その他これらに類する施設として使用する場合を含む。	
荷さばき施設	上屋	使用料	穀物上屋	
			穀物槽1基につき1日までごとに	25, 940円
			穀物サイロ	
			1月までごとに	5, 437, 080円
			広島港コンテナ・フレート・ステーション (1級)	
			1平方メートル1日までごとに	23円88銭
			福山港コンテナ・フレート・ステーション (2級)	
			1平方メートル1日までごとに	19円84銭
			広島港上屋 (1級上屋)広島港の区域内に存するもの	
			1平方メートル1日までごとに	23円3銭
			尾道糸崎港・福山港上屋 (2級上屋)尾道糸崎港及び福山港の区域内に存するもの	
			1平方メートル1日までごとに	19円13銭
			くん蒸上屋	
			1日までごとに	28, 720円
			広島港ゲートハウス (1級ゲートハウス)広島港の区域内に存するもの	
			1平方メートル1月までごとに	2, 400円
			福山港ゲートハウス (2級ゲートハウス)福山港の区域内に存するもの	
			1平方メートル1月までごとに	1, 980円

港湾施設	港湾施設の種類	種別	単位	金額
旅客施設	旅客乗降用固定施設	使用料	広島国際フェリーボートタラップ 使用1回につき	18,750円
			広島港宇品旅客ターミナルタラップ 使用1回につき	1,210円
	手荷物取扱所	使用料	広島国際フェリーボート 1平方メートル1月までごとに	2,000円
旅客施設	待合所	使用料	広島国際フェリーボート ターミナル使用料 出国者1人1回につき 12歳以上	510円
			6歳以上12歳未満	250円
			事務室、売店、自動販売機その他これらに類するもの 1平方メートル1月までごとに	2,000円
			広島港宇品旅客ターミナル 事務室、売店、自動販売機その他これらに類するもの 1平方メートル1月までごとに	2,420円
			イベントホール 1時間までごとに	2,610円
			屋外デッキ 1平方メートル1日までごとに	40円
			屋外チケット売場 1平方メートル1月までごとに	620円
			集札所 1平方メートル1月までごとに	2,200円
			その他の待合所 事務室、売店、自動販売機その他これらに類するもの 1平方メートル1月までごとに	
			(広島港)広島港宇品旅客東ターミナル	630円
			(広島港)似島待合所	1,610円
			(福山港)福山港フェリーターミナル	630円
			(福山港)福山港旅客棧橋待合所	630円
			(尾道糸崎港)尾道ポートターミナル	2,640円
			(尾道糸崎港)新浜フェリー待合所	480円
			(尾道糸崎港)中央棧橋待合所	250円
			(尾道糸崎港)三原港湾ビル	810円
			※ 事務室とは、港湾関連事業のための事務所又は旅客施設利用者の利便に供するための施設をいう。	
保管施設	野積場	使用料	1平方メートル1日までごとに	
			広島港(1級地)	
			舗装地	6円90銭
			未舗装地	5円26銭
保管施設	水面貯木場	使用料	福山港・尾道糸崎港(2級地)	
			舗装地	6円15銭
			未舗装地	4円10銭
			特別地	
			※1 特別地 県管理の国有地をいう。	
			※2 野積場 野積場の使用に伴い、その一部を現場事務所、車両置場、洗車場その他これらに類する施設として使用する場合を含む。	
			一般使用 1平方メートル1月までごとに	20円78銭
			専用使用	
			使用面積が3万平方メートル以上10万平方メートル未満の場合 1平方メートル1年につき	224円58銭
			使用面積が10万平方メートル以上の場合 1平方メートル1年につき	187円15銭
船舶役務用施設	船舶給水施設	使用料	水量1立方メートルまでごとに	関係市町の水 道料金に82円 を加えた額

港湾施設	港湾施設の種類	種別	単位	金額	
				外航船舶	その他の船舶
廃棄物処理施設	廃棄物焼却施設	引受料	廃棄物1立方メートルまでごとに	1,140円	1,240円
	廃油受入施設	引受料	廃油1リットルまでごとにビルジ及びコレクトオイル	2円1銭	2円22銭

港湾施設	港湾施設の種類	種別	単位	金額
港湾環境整備施設	緑地	駐車料	ベイサイドビーチ坂・親水公園 自動車1台1回につき 1時間まで 1時間を超える場合 超える時間30分までごとに 時間利用券 100円券 11枚つづり 60枚つづり 100枚つづり 300枚つづり ※ 自動車とは、駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第4号に規定する自動車をいう。	無料 100円 1,030円 5,500円 8,900円 23,560円
		使用料	更衣室を利用する者1人(6歳以上) 1回につき ベイサイドビーチ坂・親水公園 露店類、自動販売機その他これらに類する施設 祭礼、縁日等に際し一時的に設ける場合 1平方メートル1日までごとに その他の場合 1平方メートル1月までごとに みずとりの浜公園、観音マリーナ海浜公園、広島みなと公園 宇品波止場公園、ベイサイドビーチ坂・親水公園 福山みなと公園	200円 150円 1,030円
港湾管理施設	港湾管理事務所	使用料	広島港国際コンテナターミナル管理棟及び海田コンテナヤード管理棟 1平方メートル1月までごとに 福山港箕島地区管理棟及び同港国際コンテナターミナル管理事務所 1平方メートル1月までごとに	1,360円 1,200円
			専用使用 普通使用 1平方メートル1月までごとに 広島港(1級地) 福山港・尾道糸崎港(2級地) 特別地 特別使用 1平方メートル1月までごとに 広島港(1級地) 福山港・尾道糸崎港(2級地) 一時使用 1平方メートル1日までごとに 広島港(1級地) 福山港・尾道糸崎港(2級地) ※1 特別地とは、県管理の国有地をいう。 ※2 特別使用とは、県有上屋の屋上に倉庫等を設けることにより使用すること又は地表の通常の利用を妨げない範囲内において上空を使用することをいう。 ※3 港湾施設用地の使用に伴い、その一部を現場事務所、車両置場、洗車場その他これらにに類する施設として使用する場合を含む。	172円に国有資産等所在市町村 交付金(以下「交付金」という。)に 相当する額を加えた額 140円に交付金に相当する額を加 えた額 383円(国有地賃借料に管理事務 費を加えた額の範囲内で知事が定 める額) 83円35銭 70円26銭 5円84銭 4円98銭